

第2回熊本県「無らい県運動」検証委員会会議録

日 時：平成23年3月6日（日）午後2時～午後4時

場 所：菊池恵楓園社会交流会館1階会議室

出席者：※敬称略

委員長／内田博文	九州大学名誉教授 神戸学院大学教授
委 員／志村 康	菊池恵楓園入所者自治会副会長
小松 裕	熊本大学教授
遠藤隆久	熊本学園大学教授
泉 潤	熊本日新聞社論説委員
協力員／井上佳子	熊本放送報道制作局テレビ制作部次長
楠本佳奈子	熊本日新聞社編集局社会部記者
国宗直子	弁護士・国賠訴訟西日本弁護士団員
齊藤 真	僧侶・ハンセン病市民学会事務局次長 浄土真宗本願寺派光尊寺住職
本田清悟	熊本日新聞社熊本総局次長
森 紀子	熊本日新聞社熊本総局記者
事務局／森枝敏郎	熊本県健康福祉部部長
岩谷典学	熊本県健康福祉部健康づくり推進課課長
坂本弘一	同課健康福祉審議員
楠本誠二	同課主幹（疾病対策担当）
緒方久紀	同課参事（疾病対策班）

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康福祉部長挨拶
- 3 議題
 - (1) 協力員の選定について
 - (2) 熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書（仮）の構成について
 - (3) 執筆の担当について
 - (4) 今後必要となる調査について
 - (5) 聞き取り調査に関する報告について
 - (6) その他
- 5 閉会

【1 開会】

(進行／坂本弘一 熊本県健康福祉部健康づくり推進課健康福祉審議員)

定刻となりましたので、ただ今より第2回「無らい県運動」検証委員会を始めます。はじめに、熊本県健康福祉部部長の森枝からごあいさつを申し上げます。

【2 熊本県健康福祉部長挨拶】

(森枝敏郎 熊本県健康福祉部部長)

本日は休日にもかかわらず、また雨のなか、「第2回無らい県運動検証委員会」にご出席いただきまして、ありがとうございます。第1回の委員会で各委員の皆様からいろんなご意見をいただいたとお聞きしております。調査内容あるいは今後の進め方等々において、報告を受けております。本日は私から希望して出席させていただきました。現在、県では第1回の委員会の結果を踏まえまして、追加の調査を行っているところでございます。調査内容は、菊池恵楓園の入所者および県職員OBの方からの聞き取り、各保健所、県の教育委員会、県警、各市町村などから資料調査等を行っております。県の保健行政としましては、ハンセン病の隔離政策である「無らい県運動」の一端を担ってきたという責務がございますので、できるだけきちんとした検証作業を行っていきたいと思っております。しかしながら、私どもの方ではまだ情報が足りない点、また手探りな点がございますので、ご意見ご指導をいただければと思っております。検証を行いきちんと記録を残し、そしてそれを伝えていくことによって、偏見や差別のない社会につなげていければと思っております。各委員の先生方におかれましては大変多忙とは存じますが、今後とも今委員会による無らい県運動の検証記録の作成ならびに本県のハンセン病問題への取り組みにつきましてご支援およびご助言をたまわりますよう申し上げます、挨拶の言葉とさせていただきます。

(坂本審議員)

これからの議事進行は、設置要項第五条により委員長の内田先生にお願いします。

【3 議題】

(内田博文委員長)

議題に入る前にごあいさつを兼ねて少しお話をさせていただきたい。ハンセン病問題に関わっていつも非常に感じるのは、“語れない被害”があるということ。差別によって被害が発生する、しかしその差別のために被害を語ることもできない、語れないためにその被害を救済することができない、そういう悪循環があると感じる。被害救済を図るためにも、その前提として差別を無くしていかなければいけない。被害救済を図ることと差別を無くしていくことは車の両輪である。例えば今後、私どもが検証する対象の一つとして菊池事件がある。現在の我々の感覚でいくと明らかに冤罪事件で、現在刑事裁判が行われる

とすれば明らかに無罪であろうと言われる事件である。しかし当時の状況の中で有罪、しかも死刑判決が出て、死刑が執行された。そういう意味では再審するという事は重要な課題で、Fさんの名誉を回復するためにも必要であろうと思う。無らい県運動に基づいて発生した差別が未だに続いていて、再審請求を阻む大きな壁になっている。名誉回復を図るためにも差別を無くしていかなければいけない。そういう意味では無らい県運動は決して過去ではなく、現在でも生きているものである。私どもは無らい県運動を検証し、それを通じて差別・偏見を撲滅することを掲げていかなければならない。そして、“語れない”被害を明らかにして“語れる”被害にしていく、それに対して被害救済を図ることが必要であると改めて感じている。私どもの作業にとって重要ではないか。幸い協力員の方々の協力をいただける。委員と協力員、事務局が力を合わせて志村さんたち、そして県民のご期待に応えられるようにしたい。

(1) 協力員の選定について

(内田委員長)

別添付の資料どおり、協力員の選定について異議ないか。

(全員)

異議なし。

(内田委員長)

では、協力員の皆様には本日お忙しい中ご出席いただいているので、自己紹介をお願いします。

(井上佳子協力員)

1995年から菊池恵楓園にお邪魔している。無らい県運動は自分の中でもう一回咀嚼しなければいけないテーマだったので、自分自身のためにも参加させていただいた。

(本田清悟協力員)

私もこの問題に1995年から関わっている。無らい県運動は日本のハンセン病政策において根幹をなすものなのであると思う。一生懸命頑張りたい。

(楠本佳奈子協力員)

ハンセン病問題に関する取材は今まであまり行ったことはないが、今回協力員になったことを契機としていろいろ勉強させていただきながらやっていこうと思っている。

(森紀子協力員)

恵楓園に伺うようになったのは大津支局在任中なので7～8年になる。まだ日は浅いが、この検証作業を通じて改めてマスコミの責任についても考えていきたい。

(国宗直子協力員)

国賠訴訟を担当した弁護士でもあり、現在は「菊池恵楓園の将来を考える会」の運営委員をやっている。将来構想の問題に時間を取られながら、恵楓園の問題に関わっているという状況である。

(齊藤真協力員)

浄土真宗本願寺派光尊寺の住職で、ハンセン病市民学会の事務局次長を務めさせていただいている。大津町の生まれ育ちだが、(恵楓園が) 近くにありながらその存在を意識しないまま育った。1987年に私たちの教団で「ハンセン病に関わる差別法話」が大きく取り上げられ、そのことが契機となりこの問題に関わるようになった。無らい県運動の中で宗教が果たした役割について、いくらかでも明らかにしていくことができればと思い参加した。

(2) 熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書(仮)の構成について

(内田委員長)

無らい県運動検証委員会報告書の構成について、先般、各委員にそのたたき案についてのご意見をいただくように書類をお送りし、ご返送のあったものを今回まとめたのが仮の構成案である。これをたたき案という形で本日ご利用いただき、構成案を固めていきたいと考えている。大きく括ればいいのではという意見と共に、内容を明確にするためにかなり細かい点についてまでという意見がある。その点について、自由にご討論いただきたい。

(小松委員)

事前にメールでも意見を述べたが、構成のたたき案は非常に包括的な内容である。これだけのものを1年ほどで作るとするのは大変無理な話で、最低でも2年はかかるということを感じていただきたい。

調査している途中や書く途中で、構成案にはいくらでも変更が出てくる。最終的に現時点の構成案で行くということではなく、いくらでも変更して大丈夫であるということを確認の上で作業を進めたい。

また、私は歴史学を専攻しているので、できれば戦前編ぐらいは執筆させていただけないかという希望を出していたが、私の希望を汲み入れていただいた形で構成案が組まれている点について感謝を申し上げる。

全体的に項目ととりわけ執筆者が細分化されすぎで、もう少し大括りにしてもいいのではという意見もあるのだが、それはこれからの議論で詰めていけばいいと思う。また、戦前編Ⅰ・Ⅱと戦後編という章立てになっているのだが、戦前で言えば本妙寺事件、戦後では黒髪校事件と菊池事件というのは優に章にすべき、あるいはそれに準じるだけの内容の事件である。章の中の一つの節に括られてしまうと、事件の持っている重要性が少し薄れてしまう。このあたりも是非工夫していただきたい。

(内田委員長)

今のご意見の中で出てきた、途中での(構成の)変更というのは当然起こりえるので、その点は柔軟に対応したい。必要な修正が出てきた場合はここで議論し、必要な修正を行うという形にしたい。

また本妙寺、黒髪校、菊池について一つ大きな柱にしてはどうかという提案について、また全体的な点について、泉委員から何かご提案はあるか。

(泉潤委員)

構成案については小松先生から事前にメールにてご意見をいただいております、先生には全面的に賛成すると申し上げました。小松委員が言われたように、(報告書を作成する)制作期間について、今のスケジュールで行くと今年10月ぐらいで原稿を作成することになる。事務局にはお願いとして申し上げたが、他県の調査事例、どのような陣容でどれぐらいの時間をかけたかを調べていただきたい。当然これだけタイトなスケジュールでやっているところは一つもないはず。蒲島知事のお約束ということで任期中にということもあるのだけれど、とてもこの期間ではできないということを改めて事務局には認識していただきたい。また第1回の際に非常にきついことを申し上げたが、それだけ思い入れがあるということでご了承いただきたい。事務局の方も一回作った案を引っ込めて、改めてこれだけうさ方が揃った委員を選定してやり直すのはなかなかやりにくいと察しているし、そのご努力は分かっている。その上で、やはりこれだけの時間では満足いくものできないと認識していただきたい。

章立てに関しては、私からはいくつか削除を提案したが、全体的には小松先生が言われたように、細分化しすぎており、これをガチガチに固めていってそのままで行くのは難しい。取材も一緒に、取材していく中で色々な資料が出てきて形が変わっていく。これを最終案にしないで、各先生方の調査内容を調整しながら直していくべき。本妙寺事件の執筆に関しては私も希望したが、小松先生が担当されたいということなので、私の方でも調査協力して、パーツで使っていただくような形にさせていただければと申し上げている。

私はマスコミ(の一員)なので、先生方のようなアカデミックな体系的な興味というよりもパーツパーツで記事に出すような形での興味がある。それを一つずつ調べていって、それを各章の中で使っていただければと。ガチガチに担当を決めなくても、委員はそんなに多くないので調整していって、新聞社で言えば執筆者がアンカーマンで、他委員と協力員のデータマンのような形でまとめることもできるのではないかと。

本妙寺、黒髪校、菊池事件は熊本における三大差別事件なので、章にするかどうかはともかくかなりのボリュームになるだろうと思っている。これも調査した上で章に格上げするかどうかをお考えいただきたい。

第四章について、小松先生から1・2・3の項目を削除して各界の役割だけまとめてもいいのではないかとのご意見があって、私もその方がやりやすいのではないかと気がしている。各界の役割は他の章でも関わってくるであろうから、第四章の4でまた各界の役割を簡潔に整理する形になるのかなと思っている。そういう意味で言えば、第四章は第五章の後に順番を入れ替えてもいいのではないかと考えている。

(遠藤隆久委員)

第四章の件は、例えば黒髪校事件では教育界の話に触れるであろうし、無らい県運動や黒髪校事件等でもマスコミの問題が出てくる。それぞれの事件の中に各界の問題が出て来る。(各界が無らい県運動と)どのような関わりを持ったか立体的に考えた方がよい。その

後で委員会で再度各界の役割を簡単に整理する可能性はある。それぞれの事件にそれぞれが関わりあって一つの差別が組み合わされて来たのだから、そのことには十分気をつけながら書かれた方がよい。

その他については小松先生と泉委員がおっしゃった意見に異論はない。また泉委員のご意見と同様、場合によっては協力員もアンカーマンの一員になっていただきたい。またできれば、各委員が自分の分野だけ書くのではなく、これだけのメンバーがいるのだから、節目節目でそれぞれの意見を交換し情報を共有して、全体の報告としてどのようなメッセージを発信するのかについて検討する場を設けていただきたい。そうすることで、それぞれの執筆の役割が見えてくるのではないか。検証会議でも折々にそのような場を設けていらっしゃると思う。

(志村康委員)

これだけの章と節に分かれて、これだけのメンバーで検証していくとなると、相当なボリュームになるのではないか。先ほど遠藤先生もおっしゃったが、この問題の“背骨”の部分はやはり、ハンセン病患者を屑のように扱ってきたということから始まる。そして人権の確立が最終的な目標である。と同時に、これは検証報告書でもあるように、検証会議の到達点とは差別を無くすこと。そのことを踏まえた上で検証をやっていかないと、背骨が通ってこないのではないか。

(内田委員長)

小松委員と泉委員より、作業のスケジュールについて1年ではタイトではないかというご提案があった。これについて、事務局のご意見をうかがいたい。

(岩谷典学 熊本県健康福祉部健康づくり推進課課長)

期限については検証会議を進めていく中で、各先生にご協力とご検討をいただきながら進めていただければと思っている。執筆についても、先生方のご意見に従い柔軟に対応していきたい。

(内田委員長)

事務局から状況の進捗状況の中で期限についても柔軟に対応していきたいとの発言があった。委員会としてもそのような形で進めたい。また構成案についても、現時点のものはあくまでもスタートの案で、作業を進める中で逐次必要な修正をするという形にしたい。小松委員のおっしゃった本妙寺、黒髪校、菊池の事件については非常に重要な内容なので、かなりの紙幅を取って報告書に入れ込むという形で対応したい。

泉委員から提案された関連事項の第四章と第五章の入れ替えについては、進捗状況の中でどのような形にするか協議するというので、とりあえず現案の形でスタートするというのでよろしいか。また協力員の方々には、これから私どもの作業に協力いただくので、ご意見があれば逐次お願いしたい。

(国宗協力員)

先ほど将来構想の問題のお話を差し上げたが、「解決に向けて」というところで、あと何

年全国13の園が存在できるかどうかいろいろな予測がされているところであるが、その間の入所者の医療を含めた暮らしぶりをどのように保障していくかということが近々の課題としてある。そのために地域がどうあるべきか、県行政や市町村行政を含めてどうあるべきかを含めた内容を、「解決に向けて」の部分に入れられないだろうか。

(内田委員長)

名称は今後検討することにして、先ほどのご提案の内容は第六章の中に入れ込むということを進めたい。

(3) 執筆の担当について

(内田委員長)

現在の執筆担当はスタート時点のものとして、今後皆で議論して皆で執筆する形を採用したい。

(4) 今後必要となる調査について

(楠本誠二 熊本県健康福祉部健康づくり推進課主幹)

事前に各委員の先生にどのような調査が必要かを伺い、その結果を調査項目としてまとめた。それぞれ調査の担当として委員と協力員を割り振っている。現在提出のあった調査項目は5つ、またこれから執筆が進む中で追加の調査があれば事務局で調整し先生方と逐次連絡を取らせていただく。関係団体への協力依頼が必要な場合は県から公文書で依頼する。また保健所、市町村は公文書を出して、現在資料の存否を照会中である。県の警察本部に関しては、本妙寺事件、菊池事件について資料の存否を照会している。県の教育委員会にも同様に照会している。また一部、県立図書館には蔵書されている書籍の一覧の資料をご提供いただいたので、それを別添の資料としている。なお、県立図書館の一覧は、図書館内でのみ閲覧可能な書籍である。必要な場合は閲覧の手続きを取っていただき、コピー等必要な作業は県の方でも共に行っていきたい。

(国宗協力員)

先ほどの構成にも関係があるが、調査内容として、例えば私の場合「患者家族の被害全般」があるが、構成の中のどこにこの内容を入れ込むのかがよく分からない。被害の問題も重要な案件なので、「被害の実態」という章を設けていただきたい。家族の被害もその中のひとつの内容となる。三大差別事件以外にも新聞記事になった事件はいろいろあるので、そういったものも拾いながらこういった被害が明らかになればと思う。

(小松委員)

前回、市町村レベルの資料について提案したが、さっそく照会していただいて感謝したい。しかしながら、返事を見るとほとんど処分してしまっていて無い状態である。市町村の方でちゃんと調べていただいたのかという疑問も若干ある。自治体史はどこにでもあると思うので、それをしらみつぶしに見ていくしかない。自治体史ができた時点で資料を処分す

るケースが多いので、そうであればもう自治体史を見るしかない。各自治体史の調査も項目に上げて、できればこの作業を塚本協力員にお願いしようと考えている。

(泉委員)

資料調査については国の検証会議でもかなりもめたと同っている。やはり委員の方が直接資料を当たらないと、間接的な形で調査依頼しても、本当に無いのかもしくは隠れているのかよく分からない。見落としていることもあると思う。少なくとも県の施設については、場合によっては協力員が資料の置いてある場所に入って、どのようなものがあるか確認作業を行うことも考慮していただきたい。

(内田委員長)

(調査対象機関等に) 県の方から「こういう書類があれば一覧表を下さい」とか「コピーして下さい」というふうに依頼していただく形と、我々委員あるいは協力員が直接行って実際の書類を見る形の二本立てでやっていく必要があると思う。作業が進む中で、さまざまな依頼が必要になってくると思う。今回のご報告がすべてではなく、差し当たりこういうことをやっていただいたということで、その結果が小松委員のおっしゃったようになかなか出てこなければまた次のお願いをするという形でやっていかざるをえないので、今後、県への依頼等ご意見を頂戴したい。

我々委員もしくは協力員の方が実際に行って調べるということについては、「今から検証委員会の委員もしくは協力員の資格として行くので、しかるべき協力をしてほしい」とか「きちんと見せてほしい」という依頼を事前にきちんと県から調査対象に正式な調査協力を文書で出していただく。先生方におかれては、調査希望があれば、事務局に時期を含めて事前にお届けいただいて、それを踏まえて事務局から正式な調査依頼を県の名前で出していただく。それを踏まえて委員の皆さまが協力員の方々と一緒に行って実物にあたって調べるという二本立てで行きたい。

(小松委員)

不二出版の『ハンセン病問題資料集成』に熊本県関係の資料がかなり入っている。それをリストアップして、できれば県の方でまとめていただいて各委員と協力員の皆さんに資料としてお配り願いたい。今後調査を進めていく中で便利であるし、調査範囲を広げていくことも可能。それだけは委員と協力員全員が共有しておきたいという希望がある。

(楠本主幹)

こちらでも調べて、マンパワーの許すかぎりの作業は行っていく。ご期待に添えないケースがあるかもしれないが、できるだけことはやっていきたい。

(内田委員長)

先ほどから全員で調査して全員でまとめていくという方針を出したので、調査についてもそれぞれの方がどのような調査を行い、どのようなことが明らかになったのか、どのような資料が入手できたかという情報は、やはり全体で共有した方がよろしいかと思う。それらの結果を事務局にご報告いただいて、事務局の方からは各委員と協力員にその旨アナ

ウンスメントを行っていただきたい。

また国宗協力員からご提案の「患者家族の被害について」は、非常に重要であると思うので章を作るということで提案したい。

(5) 聞き取り調査に関する報告について

(志村委員)

現在の自治会の状況については前回の会議でもお伝えしたが、入所者に対する調査はできるだけ早く行っていただけないだろうか。先日まで元気にしていた人が認知症になったりといった状況である。また、聞き取りがすでに出て来ているが、被害者の中には、なかなか国賠訴訟に参加できないとか自分には被害がないということで（原告団に参加すること）を渋った方がいらっしゃる。しかし、実際には、入所者のお姉さんが結婚したものの（家族にハンセン病患者がいるということで）実家に返されてその後自殺をしたといった被害がある。しかしその事実は語れないわけである。そういう意味で、内田先生が冒頭におっしゃった表に出てきていない被害、隠れている被害というものが十分にある。いろいろなことを心に秘めているというということを認識した上で、聞き取り対象者の人権を守って調査を行っていただきたい。

(内田委員長)

現在提出されている聞き取り調査の資料は、「取扱注意」という形でデータ化していただいている。今後の聞き取り調査のスケジュールについて、事務局から何かあればご紹介をお願いします。

(楠本主幹)

委員と協力員の皆さまには資料として、入所者お2人分と県OBお1人分の聞き取りの資料を付けている。今年度は今のところ、この入所者の方お2人を含めてあと5人程度の聞き取り調査を予定、次年度も継続して聞き取りを進めていく。志村委員のご意見を踏まえ、できるだけ早く前倒ししてでもやっていきたい。聞き取り調査のやり方や内容のまとめ方について、委員の先生方から何かアドバイス等をいただければ今後の調査に反映していきたい。

(内田委員長)

先般、県庁にて県の無らい県運動に携わっていた方で現在OBになっていらっしゃる元県職員の方に対して聞き取り調査を行った。できるだけ公正にということで、私は聞き取り員の一人として参加、かなり時間をかけて詳しい聞き取りを行った。この調査で印象に残っていることがある。その方は、別のセクションにいらっしゃって無らい県運動のセクションに移られた。その際、ハンセン病について特別なレクチャーを受けたかどうか質問したところ、受けていないということだった。また、「らい予防法」という強制隔離の法制についてあるいはその運動についてのレクチャーはという質問に、こちらもまったく受けなかったという回答が返ってきた。何もレクチャーを受けずに「明日からこの仕事をやっ

て下さい」ということで業務に携わったということである。上司がやっている中に自分も入ってそれまでと同じやり方で行ったということ。ご本人としては、苦しい状況に置かれているハンセン病患者の方たちやその家族に対して、良かれと思って薬や生活費を届けたとのこと。「療養所に行けば生活が良くなりますよ」と、善意に働きかけを行ったということが聞き取りの中で出てきた。業務の全体情報をきちんと提供されていなかった中で、自分がやっていることが主観的には善意だったのだが、客観的には全体的にきちんと情報が現場にまで徹底されていなかったことが、非常に印象に残った。

(小松委員)

聞き取り調査はぜひ早くやっていただいたいと私も思う。恵楓園に入所されている方はもとより、長島愛生園の『長島を語る』という資料の中に、熊本県出身者の証言が引用されている。無らい県運動で収容されて他の県、例えば長島や星塚などに移ったような方がもしおられるなら、その方々も調査対象に含めていただきたい。

加えて、戦前から戦後にかけて県の組織の中でハンセン病対策を主に司った部局の変遷はすぐ分かるか。

(楠本主幹)

戦前については旧内務省の中の警察が指導に当たったと聞いている。戦後については衛生部で所管、県OBの聞き取りの中にも出てきたが、主に援護を目的として仕事をしているということ。現在は健康福祉部で保健予防に携わるセクションで担当している。

(小松委員)

これは恵楓園にあった昭和22年の資料だが、熊本県民生労働部世話課または他の部署が関わっていたということはないか。

(楠本主幹)

確認してご報告差し上げたい。

(6) その他

(泉委員)

第1回目で申し上げたことではあるが、私および協力員のうち3人は新聞社の人間として参加しているが、私どもはどうしても社業との関連で、この作業と取材を分けることは難しい。こちらとしては、紙面で公表することを前提にした取材を優先にしたい。弊社の協力員についても交通費やコピー代といったものは頂かないで取材という形で入るが、実際は休みの日に動くことになると思う。私もこの委員会に入る前から取材を入れており、仕上げたい素材もある。先ほど全面的な情報共有というお話があったが、うちの方としては紙面に先に出すという可能性もある。第1回の委員会の際に、ケースごとに委員の先生方にご了解いただくということだったが、今回協力員の方にも入っていただいたので、協力員含めて改めてご了解いただきたい。

(内田委員長)

その点については、配慮する必要があるということを事務局とも話している。一般的な方針として配慮させていただくということで、ただ個別についてはケースバイケースで検討させていただきたい。協力員については、追加でご推薦いただければありがたい。またかなり予算が限られているので、交通費やコピー代等の実費は提供するという形でお願いしたい。

(楠本主幹)

限られた予算の中ではあるが、なにがしかの手当は考えていきたい。ご要望の添える満額は難しいかもしれないが、できる範囲で、また新年度の予算にも入ってくるので、どうやりくりするか今後考える。

スケジュールに関して、前回では第3回委員会を7月に開催するとしていたが、各先生方から夏休みの日をフルに活用したいというご意向があるかと思うので、第2回委員会は9月で提案したい。また、当初はここでほぼ原稿を揃えるということだったが、そこは進捗状況を見ながら、9月に原稿を揃えるのが困難な場合でも中間的な取りまとめを行うとして、それまでにご担当分野を中心に執筆あるいは調査を進めていただきたい。そのあたりご審議をお願いしたい。

(内田委員長)

今日ご協議いただいた意見を元に私と事務局の方でスタートラインの構成案を作成して、委員と協力員に早急に送らせていただく。それで作業をスタートしていただきたい。では次回は9月に開催することに決定する。

【4 閉会】

(内田委員長)

これをもって本日の委員会を終了する。